

核融合科学研究所安全監視委員会共同設置規約

(設置)

第1条 岐阜県、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係縣市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の周辺における環境を保全し、及び住民の安全を確保するため、核融合科学研究所安全監視委員会（以下「委員会」という。）を共同して置く。

(執務場所)

第2条 委員会の執務場所は、土岐市土岐津町土岐口2101番地土岐市役所内とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 研究所の周辺における環境の保全に必要な監視及び測定に関すること。
- (2) 研究所における災害及び事故の防止に関すること。
- (3) 研究所又はその周辺において発生した大規模災害又は事故への研究所による対応の状況に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、研究所の周辺における環境の保全及び住民の安全の確保に関し、委員会が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員9人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員会の委員は、次に掲げる候補者について、土岐市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者のうちから岐阜県知事が指名する者
- (2) 多治見市長、瑞浪市長及び土岐市長がそれぞれ指名する者

2 土岐市長は、委員会の委員を解任する場合又はその退任を承認する場合は、あらかじめ土岐市以外の関係縣市の長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。

5 委員長は、委員以外の者を出席させて意見を述べさせることができる。

(負担金)

第9条 委員会に要する経費は、関係県市が負担し、当該負担すべき額は、関係県市の長の協議により定めるものとする。

2 土岐市以外の関係県市は、前項の規定による負担金を土岐市に交付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係県市の長が協議して定める。

(予算)

第10条 委員会に関する予算は、土岐市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第11条 土岐市長は、委員会に関する決算を土岐市議会の認定に付したときは、当該決算を土岐市以外の関係県市の長に報告しなければならない。

(委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第12条 土岐市は、委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ土岐市以外の関係県市と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を土岐市が制定し、又は改廃したときは、土岐市以外の関係県市の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、土岐市において行う。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係県市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成26年11月1日から施行する。